

## 任期付職員の公募（試験専門官・課長補佐級）について

人事院事務総局人材局試験専門官室

人事院は、国家公務員の人事行政に関する公正の確保などに関する事務をつかさどる機関として設立され、その業務の一つに、国家公務員採用試験の実施があります。

人材局試験専門官室では、各府省等で国家公務員として働き、公務を民主的かつ能率的に運営することができる人材を採用するため、それぞれの官職にふさわしい採用試験の企画・立案・問題作成等を行っています。

今般、国家公務員採用試験の問題作成等に携わる人材を任期付職員として募集します。

### 1 公募職種

任期付職員（試験専門官室・課長補佐級）1名

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づく常勤の国家公務員として採用します。

### 2 勤務先

人事院事務総局人材局試験専門官室

（東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー）

### 3 任期

令和8年9月1日以降の採用日から令和9年3月31日（予定）まで  
（令和9年4月1日以降も更新の可能性あり）

（注）採用日から6箇月間は、条件付採用期間となります。その間の勤務成績が良好なときに正式採用になります。

### 4 業務内容

- ・ 国家公務員採用試験の作題に係る試験専門委員（外部有識者、他省庁行政官）との人文社会科学に関する検討会運営、同検討会に係る出題案のチェック、資料照合、意見取りまとめ、連絡調整、数問の作題。なお、専攻内容等に応じて分担の変更があり得る。
- ・ 担当試験結果の分析
- ・ 印刷原稿の校正確認、外部委員を含む連絡調整
- ・ 文書管理関連業務（EASY（電子決裁システム）を利用した文書の起案、受付等）
- ・ Teams、Outlook等を利用した連絡調整、Word、Excel、PowerPoint等を使用した資料作成、文書の読合せ等の文書作成関連業務
- ・ 人事院が実施する調査及び国家公務員採用試験実施への協力

## 5 応募資格

- (1) 基礎的なパソコン操作が可能な方（Outlook、Word、Excel、PowerPoint、Teams等）
- (2) 民間企業、地方公共団体、国立大学法人等において、大学教員等との会議等の運営に係る業務の経験を通算4年以上有すること（業務に際して、資格等は不要です。）
- (3) 以下のいずれかの経験を有する人を積極的に評価する。履歴書又は職務経歴書に詳細を記載のこと。
  - ・ 試験の作題に係る業務の経験を有する方
  - ・ 高等教育機関等で、政治学、行政学、国際関係論、公共政策、経営学、会計学、英語のいずれかの科目を履修した方
  - ・ 大学教員等との学問・学術的な内容の会議等の運営の経験がある方
  - ・ 外部英語試験（TOEFL（iBT）、TOEIC Listening & Reading Test、IELTS、実用英語技能検定等）のスコアを有する方（外部英語試験の結果を有する方は、履歴書に記載し、第2次選考の際にスコア等を証明する書類をご提出ください。）
- (3) 本人又はその親族（本人が扶養する親族又は本人と同居する親族）が人事院の行う試験を受験する予定がないこと。（国家公務員採用試験の作題に係る業務を担当することから、試験の公正性確保のため課す要件となります。）
- (4) 日本国籍を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

- ① 国家公務員法第38条に規定される以下の項目に該当する者
  - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 6 給与（令和8年9月現在）

- (1) 採用時の俸給月額（基本給に相当）は、行政職俸給表(一)2級1号俸（行政職俸給表(一)初任給基準表の総合職（大卒）の区分）を基礎として、採用者が職務経験等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当院の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

【例】

- ・ 行政職俸給表(一)の総合職（大卒）区分の適用を受ける10年程度の経験年数を有する場合の俸給額（地域手当、本府省業務調整手当を含む。）446,520円

- ・行政職俸給表(一)の総合職(大卒)区分の適用を受ける20年程度の経験年数を有する場合の俸給額(地域手当、本府省業務調整手当を含む。)533,400円  
なお、採用後の期間、勤務実績等に応じて昇給(年1回)等があります。

(2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき支給されます。

- ・地域手当(本募集の場合は俸給月額の20/100)
- ・扶養手当(子1人につき月額1万3千円等)
- ・住居手当(月額最高2万8千円)
- ・通勤手当(任用期間に応じた定期券等の価格(1箇月当たり最高15万円)等)

※月の途中からの採用となる場合、採用開始日の属する月の翌月から通勤手当が支給されます。

- ・超過勤務手当(正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給)
- ・期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)

参考：国家公務員給与試算ツール

[https://www.jinji.go.jp/seisaku/page\\_00224.html](https://www.jinji.go.jp/seisaku/page_00224.html)

なお、上記で試算したものはあくまで目安であり、実際の給与額を保証するものではありませんので、その点ご注意ください。

## 7 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間は、原則1日7時間45分(9時30分～18時15分)で、土・日曜日及び祝日、年末12月29日～年始1月3日は休みです。(休憩時間：正午から13時まで)

※勤務時間法によるフレックスタイム制の適用有り。

※テレワークも可能です(事前申請が必要)。

(2) 休暇は、年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等)及び介護休暇があります。

※年次休暇は、令和8年9月1日採用の場合、令和8年分は7日、令和9年分は5日になります。任期を更新した場合は、在職期間に応じた日数となり、暦年で20日を限度として翌年に繰り越されます。

参考：国家公務員の勤務時間・休暇制度等の紹介ページ

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/kinmujikankyuuka.html>

## 8 服務

国家公務員法(昭和22年法律第120号)等に基づき守秘義務や兼業制限などが適用されます。特に、国家公務員採用試験に携わる業務であることから、国家公務員法第41条に基づき、秘密の保持に違反した場合、刑罰に問われる可能性があります。

## 9 応募要領

- (1) 履歴書（要顔写真貼付）及び職務経歴書（各1通）を下記12に記載の宛先に電子メール（PDF化した上でメールに添付。ファイル名は「【氏名】履歴書」のように設定してください。）により提出してください。メール件名は「任期付職員応募（氏名）」としてください。
- (2) 応募締切日は、令和8年7月29日（水）（必着）です。

## 10 選考方法

（第1次選考）履歴書及び職務経歴書による書類選考

（第2次選考）一般的な知識・知能、事務処理に係る筆記試験、面接試験（於：人事院）

第2次選考の連絡は、令和8年8月5日（水）までに書類選考を通過した方のみに行います。なお、選考は順次行う予定のため、応募締切り前であっても面接の連絡をすることがあります。

なお、応募された書類の秘密は厳守し、当室で責任をもって処分いたします。したがって、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

## 11 その他

- (1) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業（修了）証明書、在籍した企業等発行の在職証明書及び日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書（様式は別途指定します。）を速やかに御提出していただきます。
- (2) 人事院職員身分証としてマイナンバーカードを使用するため、勤務に当たってはマイナンバーカードが必要になります。

## 12 連絡先

人事院事務総局人材局試験専門官室（基準部門）総務担当 吉田・齋藤

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

電話：03-3581-5327（直通）

メールアドレス：kijunbumon-fb52▲jinji.go.jp

※ メールを送付する際は、▲を@に変更してください。

以 上